

日本における性的マイノリティ保護の可能性

—国際人権法からの示唆—

大阪大学法学部法学科 4年

佐々木 貴弘

- I. はじめに
- II. 国際人権法上の展開
- III. 日本における性的マイノリティ
- IV. 国際人権法からの示唆
- V. 今後の議論のために

I. はじめに

1. 問題の所在

「ホモ」「おかま」「レズ」—。こうした蔑称は広く知られるところであろう。しかし、蔑称のイメージが先行する中で、「性的マイノリティ」と総称される当事者はどのような状況におかれているのだろうか。本稿では、国際人権法の視点から、性的マイノリティの存在に光をあててみたい。

同性愛者、両性愛者、トランスジェンダーないしはトランスセクシュアル—。こうした人びとは「性的マイノリティ」と総称され、時代や地域にかかわらず存在している¹。日本でも、性的マイノリティであることを公言する政治家や芸能人が活躍している。札幌、東京、大阪などの大都市では、性的マイノリティの存在をアピールするパレードが10年以上にわたって開催されてきた。また、大学においても性的マイノリティの学生組織が、その多くが非公式の学生ネットワークではあるが、活動を行っている²。さらに、2007年には性的マイノリティを研究の射程に含む「クィア学会」が日本で設立された。日本の性的マイノリティの当事者は、自らの存在をアピールし、自助グループを組織し、さらには調査研究や権利擁護の活動を行うといった形で、社会に対して問題提起をしていると言える。

では、なぜ日本で生活している性的マイノリティが問題提起をするのか。その理由は当事者のおかれた状況にあらう。性的マイノリティは社会的差別や法律上の不利益など、多くの困難を抱えているのである。社会的には、自らが性的マイノリティであることを隠す生活や、他人にカミングアウト

¹ 性的マイノリティの概説書の一例として、性的マイノリティ教職員ネットワーク編『セクシュアルマイノリティ[第2版]』（明石書店、2006年）。同書は以下、「教職員ネットワーク、前掲書」として参照。

² 筆者が実際に取材した限りでは、関西の大学では京都大学、大阪大学、神戸大学、関西大学、大阪市立大学等で学生組織が活動を行っている（2009年12月現在）。

(性的マイノリティであることを打ち明けたり、オープンにしたりする) することについて悩む場面など、数々の問題に直面する。法制度面で一例を挙げれば、諸外国で次々に導入されている同性婚あるいは同性パートナーシップ制度が導入されておらず、同性のカップルが自らの法的地位に不安を抱いている。こうした法制度における問題点は、自由権規約の履行監視機関である自由権規約委員会によって「懸念」という形で日本に突きつけられることとなった。2008年に同委員会が発表した日本政府の第5回報告に対する最終見解では、性的マイノリティに対する差別を懸念する旨が初めて示されたのである³。

2. 本稿の目的

本稿では以上のような問題提起をふまえ、II章で、国際人権法の解釈で性的マイノリティの権利がどのように考えられてきたのかを概観する。III章で、日本において性的マイノリティが抱える問題点を紹介する。IV章では、国際人権法の議論を日本における問題点に対応させる形でさらに検討を行う。これにより本稿は、日本の性的マイノリティが抱える問題について国際人権水準という視座を提供し、法的なアプローチから性的マイノリティについての議論に微力ながら貢献することを企図している。この目的を念頭に、検討を行うこととしたい。

3. 基本的な概念整理

本題に入る前に、本稿で用いる用語について最小限の説明を加えておく。

「性的指向」とは、性的な興味や関心が向かう方向のことである。それが同性に向く場合は同性愛者であり、男女ともに向く場合は両性愛者（バイセクシュアル）である。

「性自認」とは、自らが認識する性別のことである。身体的な性別と精神的な性別との間に強い違和感を覚え、両者が異なっている人が「トランスジェンダー」であり、医学的な疾患の名称として「性同一性障害」が用いられている。なお、「トランスセクシュアル」はその中でも性別適合手術を望む人のことを指す。また本稿では検討対象としないが、「インターセックス」という、身体的特徴や性染色体のレベルで男女に分類することが難しい人もいる。こうした分類を総称するのが、「性的マイノリティ」である。

³ CCPR/C/JPN/CO/5, para.29.

II. 国際人権法上の展開

国際人権法上、性的マイノリティの権利はどのように考えられてきたのか。その展開は、欧州人権条約の実施機関である欧州人権裁判所の判例と、自由権規約委員会の見解にみてとることができる。

1. 欧州人権裁判所の判例

欧州人権裁判所における性的マイノリティの判例は、欧州人権条約第8条に規定される「私生活および家族生活が尊重される権利」と、第12条に規定される「婚姻の権利」を中心に示されている。前者は法律的な繋がりを持たない家族生活に認められ、後者は法律的な婚姻を前提とした家族生活を対象とするといわれる⁴。これらの規定につき、性的マイノリティの事案で同裁判所が条約違反を認定した代表例に、以下のようなものがある。第8条について、1999年のサルゲイロ対ポルトガル判決⁵で、申立人が「同性愛者であることが決定的要因となって」離婚後に子どもの監護権が認められず、不当な差別にあたとされた。第12条については、2002年のグッドウィン対イギリス判決⁶において裁判所がはじめてトランスセクシュアルの婚姻権侵害を認めた。同判決は申立人がMale-to-Femaleトランスセクシュアルであり、男性との婚姻しか望んでいないにもかかわらず、性別が訂正できない国内法のせいで婚姻ができないことは、婚姻権の本質が侵害されている、と結論づけている。

これらの判決は、それまでことごとく否定されてきた性的マイノリティの婚姻権や家族生活権が認められたという点で、画期的なものである。欧州人権条約で確立した、条約を柔軟に、かつ目的に沿って解釈する手法⁷がここにみられる。また、裁判所は「評価の余地」アプローチを取りつつも、私生活の尊重に関して国家の積極的義務を認定している⁸。こうした解釈や、国家が負う義務の内容を分析することで、性的マイノリティに対する人権保障の国際的水準が明らかになる。

2. 自由権規約委員会の条約解釈

自由権規約委員会においても、性的マイノリティの権利が条約の解釈上認められるようになった。1994年のトゥーネン対オーストラリア事件⁹で、同委員会は同性愛行為を犯罪とするタスマニア州刑法が、自由権規約第17条で保護されるプライバシーに介入しているとして、規約違反を認定した。また、2003年のヤング対オーストラリア事件¹⁰で、同委員会は未婚の異性カップルに与えられる事実

⁴ 初川満『国際人権法概論』（信山社、1994年）215～216頁。

⁵ *Salgueiro v Portugal*, Judgment of 21 Dec 1999, *HUDOC* (as of 18 Jul 2009).

⁶ *Goodwin v UK*, Judgment of 11 Jul 2002, *HUDOC* (as of 18 Jul 2009).

⁷ こうした条約解釈の手法について、申恵 丰『人権条約上の国家の義務』（日本評論社、1999年）63～71頁。

⁸ 谷口洋幸「プライバシーの権利と私生活・私的生活の尊重：国際法の視点から」、『国際人権』17号（国際人権法学会、2006年）所収、45～50頁。

⁹ CCPR/C/50/D/488/1992.

¹⁰ CCPR/C/78/D/941/2000.

上の利益が未婚の同性カップルに与えられないことが、同規約第 26 条で規定される法の前の平等に反すると認定した。

こうして、自由権規約委員会でも性的マイノリティの権利が認定され、欧州という一地域のみならず、日本も含め世界的に性的マイノリティの法的保護を実施する土台が生まれたと考えられる。しかし、法律や文化の面で様々な背景を有する自由権規約の締約国が、実効的な権利保護を実現するには多くの困難が伴うことは想像に難くない。次節ではその締約国の一つである日本の現状について、取り組むべき課題を考えたい。

III. 日本における性的マイノリティ

1. 自由権規約委員会の「懸念」

日本における性的マイノリティはいかなる立場におかれているのであろうか。第1章で紹介した自由権規約委員会による最終見解の29項は次のように述べる。「委員会はレズビアン、ゲイ、バイセクシャル、トランスジェンダー（性転換）の雇用、住宅供給、社会保障、健康、教育、その他法により定められた分野（例えば公営住宅法第23条1項が婚姻または婚姻関係にない異性のカップルのみを対象としているため、婚姻していない同性カップルが公営住宅を借りられない例や、配偶者暴力防止法が同性のパートナーによる暴力からの保護を排除している例にあるように）における差別に懸念を有する。（第2条1及び第26条） 締約国は、規約第26条に関する委員会の解釈に則り、差別を禁止する事由に性的指向が含まれるように法律を改正することを検討し、未婚の異性の同棲カップルと同性の同棲カップルが平等に扱われることを確保すべきである。」¹¹ この見解の指摘から、具体的な問題を次節で検討する。

2. 現行日本法の問題点

(1) 同性カップルをめぐる問題

異性のカップルは、婚姻をすれば権利を得、義務を負う。離婚の際は、民法に基づく財産分与や復氏など、関係を清算するための制度が用意されている¹²。法律婚を選択しない場合も、異性間の内縁もしくは事実婚を解消する際に財産分与が類推適用されるケース¹³も見られるなど、判例によって一定の法的効果を付与されている。これが、自由権規約委員会の見解にいう「未婚の異性の同棲カップル」に対する実務上の取扱いであると考えられる。

では、「同性の同棲カップル」の場合はどうか。まず、現行法上の婚姻の可否であるが、現在の日

¹¹ http://www.mofa.go.jp/mofaj/gaiko/kiyaku/pdfs/jiyu_kenkai.pdf（日本国外務省による仮訳、2009年12月1日最終閲覧。）

¹² 民法第763～771条。

¹³ 下級審裁判例に見受けられる。東京家審昭和31年7月25日、広島高決昭和38年6月19日など。

本で同性カップルが法律婚を求めても、実現することはできないと言えよう。日本国憲法第 24 条には「婚姻は、両性の合意のみに基づいて成立し、夫婦が... (後略)」という文言があり、民法の規定ぶりも「夫婦」「父母」のように異性のカップルを前提としたものとなっている。憲法第 24 条の「両性」が必ずしも異性カップルだけを指さないとも考えられるが、他の規定や法律とのバランスを考えれば同性カップルへの適用は難しいと言わざるを得ない。

しかし、同性カップルと異性カップルで法律上の取扱いが異なることは、人権保障という観点から問題があるだろう。異性のカップルでは法律婚という選択肢が与えられ、それを選択しなかったとしても判例による保護が与えられる。これらの保護を享受できない同性カップルは、私生活の尊重を十分に受けていないという点で、人権を侵害されているといえるのである。

(2) 雇用における差別

雇用については、Male-to-Female トランスジェンダーの労働者が女性の容姿で出勤を続け、そのことが業務命令に反するとして懲戒解雇処分を受けたケースがある。この処分の効力は裁判で争われ、懲戒権の濫用であるとして無効とされた¹⁴。その他に日本の裁判例は今のところ見受けられないものの、同様の例があることが十分推測される。

ところで解雇に関して、日本の最高裁は雇用維持の要請から非常に厳格な姿勢をとっているといわれる¹⁵。判例上形成されてきた「解雇権濫用法理」は 2004 年に改正された労働基準法第 18 条の 2 (旧規定) で明文化され、現在は労働契約法第 16 条に規定されている。同条は「解雇は、客観的に合理的な理由を欠き、社会通念上相当であると認められない場合は、その権利を濫用したものとして、無効とする」という。しからば、性的マイノリティが性的指向や性自認を理由に差別を受けた場合には「社会通念上相当である」か否かの判断が必要になるだろうが、非常に難しい判断になるだろう。

雇用については解雇のみならず、労働者の採用や労働条件、さらには職場でのセクシュアル・ハラスメントの問題に至るまで様々な検討対象がある。これらにつき、裁判例の蓄積を待つだけでなく性的マイノリティの権利という観点で正面から議論を行う必要がある。

(3) 住宅供給における差別

公営住宅法第 23 条は公営住宅の入居者資格を定めており、住宅に困窮している者で収入が一定以下であり、現に同居し、又は同居しようとする親族がある者が入居できるという¹⁶。同条 1 号は、事実婚関係にある者や婚姻の予約者を「同居しようとする親族」に含めている。ここでの問題は、自由権規約委員会の見解にも例示されているが、次のような点である。すなわち、事実婚関係や婚約者に適用することが明示されているのに、同性カップルや若年の単身者は除外されていることである。

¹⁴ 東京地決平成 14 年 6 月 20 日。労判 830 号 13 頁。

¹⁵ 大内伸哉「解雇権の濫用—高知放送事件」『労働判例百選[第 7 版]』(『別冊ジュリスト』165 号、2002 年) 168~169 頁。

¹⁶ なお、政令で定められた高齢者や障がい者は単身での入居が可能である(同法 23 条柱書)。

この例は、日本法が伝統的な「家族」を基本単位としていることの証左といえよう。しかし、伝統的な家族のみが社会を構成している訳ではなく、困窮している市民に可能な限り平等な形で支援を行うことが公営住宅法の本来の趣旨目的に適うのではないだろうか。

(4) 社会保障における差別

社会保障については、国民年金制度と、国民健康保険の適用に関して問題がある。

国民年金法第7条は、国民年金の被保険者の資格を定め、同条第1項第3号にいわゆる「第三号被保険者」が規定される。第三号被保険者は、サラリーマンである第二号被保険者の被扶養配偶者であるが、同法第5条第8項により「配偶者」には「事実上婚姻関係と同様の事情にある者」が含まれ、異性の事実婚カップルが保護されている。これにより、法律婚ないし事実婚の関係にある異性カップルは一方が死亡した際に遺族年金の受給権を得る¹⁷。しかし、同性カップルは何らの保護も受けることができない。

国民健康保険に関しては、トランスセクシュアルの人が性別適合手術¹⁸を望む場合に問題になりうる。現在日本ではホルモン療法や性別適合手術といった性同一性障害の治療には健康保険が適用されないが、高額な医療費¹⁹を自己負担することはトランスセクシュアルの当事者にとって過大な負担であり、保険の適用が求められよう。

(5) その他

他にも、性的マイノリティに対する差別に関して看過できない問題がある。

第1に、自由権規約委員会の見解の例にある、ドメスティック・バイオレンス（以下、「DV」）の問題である。「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律」（以下、「DV法」）は、第1条第3項で「この法律にいう『配偶者』には、婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含み、（後略）」と定義し、法律上の配偶者と異性間で事実婚の関係にある者のみを対象としている。しかし、異性カップルであるか同性カップルであるかを問わずDVが起こる可能性があるのは当然であり、DV法による保護対象から同性カップルが外れていることは、法律上の差別のひとつである。またDV法は「配偶者」等を対象とすることから、事実婚の關係に満たない恋人からの暴力には適用されないなど、想定されるDVを抑制するにはあまりにも適用対象が狭い。これらの問題点を見るに、DV法はあらゆる面で見直しを迫られているのではないだろうか。

第2に、性的マイノリティと教育に関する問題である。学校教育は、教育基本法をはじめとする法令が規律する分野であるが、性的マイノリティに関係する取り組みは多くは見られない。しかしながら、思春期の学生が性的マイノリティであると自認し、もしくは誤解されることで、孤立したり、

¹⁷ 国民年金法 37 条。

¹⁸ 「性転換手術」とも言われたが、手術によって完全に「転換」できる訳ではなく誤解を招くため用いられていない。教職員ネットワーク、前掲書、268～269 頁。

¹⁹ ケースによって異なるが、数百万円単位の金額がかかる。教職員ネットワーク、前掲書、109 頁。

「いじめ」の被害に遭ったりする事実がある²⁰。また、教員の理解、学生自身が性的マイノリティについて知る機会が十分ではなく、差別解消のため教育に関する法令についてさらに検討する必要がある。本稿は法的なアプローチを採っているが、それは社会的差別もしくは理解と不可分の関係にあり、教育における問題も議論の対象となるべきである。

3. 「性同一性障害者」の性別

前節では性的マイノリティが差別される具体例を仔細に検討したが、ここで日本法における一応の積極的側面として、2003年に成立した「性同一性障害者の性別の取扱いの特例に関する法律」（以下、「特例法」）に触れておきたい。

特例法は、トランスセクシュアルの人が性別適合手術を経て一定の要件を満たした場合に、戸籍上の性別の変更を認めるという法律である。学校や職場、公的な書類での性別で本人の性自認に合った性別を用いる道が開かれ、性別変更後に「異性」との婚姻も可能になり、その意義は大きい。日本法における性的マイノリティの取扱いの中で、ほぼ唯一の積極的な施策ではないだろうか。しかし、その要件にはなお問題が残されており、再検討が求められる。

その要件とは、特例法第3条第1項各号に定められたもので、1)二十歳以上であること、2)現に婚姻をしていないこと、3)現に未成年の子がいないこと、4)生殖腺がないこと又は生殖腺の機能を永続的に欠く状態にあること、5)その身体について他の性別に係る身体の性器に係る部分に近似する外観を備えていること、である。3)の要件は、特例法成立当初は「現に子がないこと」であったが、2008年改正で「未成年の子がいないこと」に変更された。これは、子を持っていることの変更不可能性や子の福祉などの点が考慮されたものと考えられる。4)の要件では、生殖機能を放棄しなければ性別の変更を承認しないことになり、かつての優生保護法を彷彿とさせるという指摘もある²¹。5)の要件は、性別の変更を希望する人に性別適合手術を強いるものであり、トランスセクシュアル当事者の人権に資するものであるかは疑問である。性別適合手術の身体への影響とそれに伴う高額な費用は、特例法を利用するにあたって過大な負担である。

こうして、「積極的側面」とも考えられる特例法も複数の問題を残したまま運用されているのである。

4. 小括

本章での具体的な検討を眺めてみると、性的マイノリティに対して法律上の差別が生じていることは明らかである。前節でみた特例法でさえ、対象となるべき当事者らを適切に保護しているかにつき疑義が残る。差別が継続すれば、日本における性的マイノリティの生活が不安定な状態であり続けるのみならず、差別を受ける当事者が人権を剥奪された状態が続くことになり、国際人権条約の違反

²⁰ 教職員ネットワーク、前掲書、179～213頁。

²¹ 谷口洋幸「法、人権、セクシュアリティのはざま—性的マイノリティの法的諸問題—」、『Law and Practice』第1号（成文堂、2007年）、176頁。

を構成することにもなるであろう。

国際人権法上は、1980年代から性的マイノリティのケースが議論されてきた²²。また、国際人権法の発展は多くの国の法制度に影響を与えてきた。性的マイノリティの問題もまた日本において、国際的潮流を視野に入れながら具体的に考えて行かなければならないテーマとなっている。日本では性的マイノリティの法的保護が積極的に行われている訳ではないため、国際人権法上の議論や人権条約の実施過程から多くのことを学べるのではないだろうか。次章では、示唆的であると思われるケースを取り上げつつ、山積する課題に対するヒントを探ってみたい。

IV. 国際人権法からの示唆

1. 「私生活の尊重を受ける権利」が意味するもの

私生活の尊重を受ける権利あるいはプライバシーの権利は、自由権規約第17条や欧州人権条約第8条に規定されている。II章で紹介したケースでも私生活の権利への介入が認定されていたように、性的マイノリティの事案では私生活の権利が援用されている。では、「私生活」とは具体的に何を指すのであろうか。

一般に「プライバシー」という用語は、「個人情報」と同じ意味で用いられることがある。しかし、欧州人権裁判所の判例から読み取れるのは、私生活の権利はその基礎において人格性（personality）の効果的な尊重を目指しているということである²³。性的指向が私生活、すなわち人格性の根源に関わるとすれば、それに基づく差別は人権の侵害である。また法律上の性別変更に関しても、人格に直接に関わる問題であり、私生活の射程に含まれる。

この点について日本の文脈で考えるべきことは、国内法上の私生活の権利の位置づけであろう。日本における「プライバシーの権利」については、日本国憲法第13条により自己情報コントロール権として保護される。例えば、個人の容貌をみだりに撮影されない権利や、みだりに指紋の押捺を強制されない権利が最高裁によって認定されている²⁴。だが、国際人権法における「私生活の権利」にまで踏み込んだ権利は認められていない。こうした国際人権水準と日本国内における人権規定の「ずれ」を考えると、性的マイノリティの保護にあたっては、日本国憲法の解釈を再考しなければならない。ただし、日本国憲法の解釈においては明文規定のない権利が解釈適用によって「インフレ化」する可能性も指摘されるため、十分慎重に権利の範囲を絞り込む必要もあるだろう。

²² その嚆矢として、男性間の同性愛行為を犯罪とする法制度につき、欧州人権裁判所による次の判決が1981年に出ている。Dudgeon v. UK, Judgment of 22 Oct 1981, HUDOC (as of 11 Jan, 2010)

²³ 谷口、前掲注8、47頁。

²⁴ 前者は京都府学連事件判決（最大判昭和44年12月24日刑集23巻12号1625頁）で、後者は指紋押捺拒否事件判決（最判平成7年12月15日刑集49巻10号842頁）で認められた。

2. 差別禁止事由としての「性 (sex)」

トゥーネン対オーストラリア事件の見解では、自由権規約委員会は「政府は、性的指向が規約第 26 条の下で『他の地位』とみなされうるかについて委員会の指針を求める。同様の問題は規約第 2 条 1 項の下でも起こりうる。委員会は、性的指向は第 2 条 1 項と 26 条の『性』に含まれると考える」²⁵と述べる。この見解は、自由権規約第 26 条に規定される法の前の平等につき、差別禁止事由として列挙されている「性」に性的指向が含まれるというのである。その理由は同見解には明らかでないが、「性」を生物学的特徴だけではなく、心理的側面を含む概念として捉えたと考えられる²⁶。この解釈で性的指向を理由とする差別が禁止されるならば、性的マイノリティに具体的な権利を与えないことは平等原則に違反することになる。

これを具体的に日本にあてはめると、何が考えられるだろうか。III 章 2.(1)では、現行の日本法上は同性カップルが婚姻を求めることは難しいと述べた。しかしながら、異性のカップルと同性カップルの間での差別的な取扱いは平等原則に反し、許されないというべきである。同性間の事実婚を認定する、もしくは同性パートナーシップを認めるといった形での施策が求められている。また、平等「原則」は具体的権利と結びついて作用するため、その他にも雇用、住宅供給、社会保障などの局面においても適用されうるであろう。

3. 「国際的潮流」と条約解釈

欧州人権裁判所は、1980 年代からイギリスを被申立国とするトランスセクシュアルの法的地位に関する事件を取り扱ってきた。グッドウィン対イギリス事件判決²⁷ではトランスセクシュアルの婚姻権侵害が認定されたが、この認定がなされる前にも同裁判所は注目すべきことを述べている。すなわち、トランスセクシュアルの性の変更は法的承認を与えないことはイギリスの評価の余地 (margin of appreciation) に含まれるものの、トランスセクシュアルが直面する問題の重大さに鑑みれば、この分野における法的措置の必要性を継続的に検討することが必要であるといわれていた。ついにグッドウィン事件において婚姻権侵害が認められたのは、裁判所が、性の変更の承認が国際的潮流となっていることを重く見たためである。このように、欧州人権裁判所は国際社会の状況を参酌しながら条約解釈を行っている。またグッドウィン事件で同裁判所は、性の変更の法的承認に伴って家族法や社会保障の分野で問題が生じても克服不可能な問題はないとして、トランスセクシュアルの権利を社会が受ける不利益に優先させている。

ここで日本法の状況を振り返ってみると、国際的潮流や社会の状況を適切に反映しているといえるだろうか。性同一性障害者の性別に関する特例法が成立したことは評価できるが、その要件に問題が残されていることは既に述べた。同性カップルの取扱いについては、何ら積極的な取り組みが見ら

²⁵ 前掲注 9, para.8.7.

²⁶ 戸田五郎「ホモセクシュアルとトランスセクシュアルの人権」『判例国際法[第 2 版]』(有斐閣、2006 年) 所収、336 頁。

²⁷ 前掲注 6。

れないのが現状である。いやしくも日本は自由権規約の締約国であり、国際的な人権保障の潮流を注視しながら国内における人権保障を考えねばなるまい。

V. 今後の議論のために

以上のように、国際人権法上の議論を取り入れると、III章でみた現状に対して日本が進むべき方向性を探ることができる。本稿での検討には限界もあると思われるが、人権保障は社会の状況に対応する不断の営みであるという観点から、性的マイノリティの保護を考えるにあたって忘れてはならない点を列挙して結論にかえたい。

1. 「性的マイノリティ」の多様性

一口に「性的マイノリティ」といっても、冒頭の内容整理にも明らかであるが、多様な人の総称である。これらの人びとを保護する政策を考えるには、性的マイノリティの事情と多様性を十分に考慮し、どのような政策が望ましいかを探らなければならない。

2. 「差別」を考えるための視点

本稿では性的マイノリティに対する差別について検討を行ったが、「差別」は社会のあらゆる場面で起こりうる事象である。女性差別、人種差別、民族差別といった問題が国際的に大きく取り上げられる。こうした類型を見るとさまざまなテーマがあるように思える。しかし、人権問題は個人からみた問題であり、その問題が複雑に絡み合っていたり、二重三重の差別に苦しんでいたりする例も容易に推測できる。例えば、性的マイノリティの女性が異性愛男性を中心に据えてきた法制度の中で生活を送るには、社会的、制度的な障壁が存在することは明らかであろう。性的マイノリティの権利を保障することと同時に、個人の視点に立ち返って「人権」を捉えることが人権保障において求められてはいないだろうか。

3. おわりに

以上で検討してきたように、日本における性的マイノリティの保護は本格的に始まっているとはいえない。また日本の国内法でその保護を試みるとき、法解釈の問題や解釈の限界があることも断片的ながら明らかになった。性的マイノリティの抱える問題が少しでも、そして確実に解決に向かうことを切に願い、今後も不断の検討を続けて行きたい。

以上